
防災調整池等の維持に関する技術基準

平成 30 年 3 月

奈良県 県土マネジメント部 河川課

目次

第1章	総則	
1-1	目的	1
1-2	適用範囲	1
1-3	基本方針	2
1-4	内容	2
第2章	点検	
2-1	頻度・項目	3
2-2	記録	4
第3章	清掃・修繕	
3-1	項目	5
3-2	記録	5
第4章	管理体制	
4-1	管理の実施	6
4-2	管理協定	6
4-3	調整池の存続	7
参考資料		
1:	防災調整池等点検表	8
2:	防災調整池等透施台帳	10
3:	調整池の管理に関する協定書	14

第1章 総則

1-1 目的

総合的な治水対策の一手法として、特定開発行為に伴い生ずる流出増を抑制し、下流河川に対する洪水負担を軽減することを目的として設置する防災調整池等の維持管理に係る技術的事項についての一般原則を示すものである。

解説

(1) 大和川流域では、昭和58年2月に流域内の25市町村を中心とする大和川流域総合治水対策協議会を発足し、同協議会は昭和60年7月に総合治水対策の基本方針を定めた「大和川流域整備計画」を策定した。

この流域整備計画は、治水施設の整備をより重点的に実施する治水対策と、流域がもつべき、保水機能を確保し、適正な土地利用の誘導を図る流域対策を二本柱としている。

(2) 大和川流域では、今後行われる宅地開発等に伴い、河川の洪水流量の増加が見込まれている。流域整備計画では、この流出増に対処し、開発地の下流の治水安全度を低下させないために、雨水流出抑制施設の設置を積極的に図っていくものとしている。

(3) 近年、流域対策の取組の低迷、小規模開発の増加など総合治水に関する新たな課題が発生しており、総合治水の取組を一層強化するため、平成29年10月16日に「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」が公布された。本条例では、ながす対策（治水対策）、ためる対策（流域対策）、ひかえる対策（土地利用対策）の三本柱で総合治水を推進する他に、防災調整池等の機能を維持するため、施設管理者に適正な管理を義務付けている。

(4) 本技術基準は、今後、大和川流域の総合治水対策の一環として設置される特定開発行為における防災調整池等の維持管理について一般原則を示すものである。

1-2 適用範囲

本技術基準は、特定開発行為に伴い、流出抑制を目的として設置される防災調整池等の維持管理に適用されるものとする。

解説

(1) 本技術基準が対象とする防災調整池等は、特定開発行為に伴い、流出抑制を目的として設置される貯留浸透機能をもつ施設をいう。抑制方法は一般に、当該開発地の敷地内の降雨をその敷地内で貯留・浸透するものである。

(2) 本技術基準を適用する特定開発行為とは、開発面積が0.1ha以上の店舗、工場等の用に供する開発行為、宅地面積が0.1ha以上の宅地造成、採取面積が0.1ha以上の岩石や砂利の採取、開発面積が1haを超える森林開発である。

1 - 3 基本方針

防災調整池等は、その機能を維持するよう、適正に管理することを基本とする。

解説

防災調整池等は、都市施設として本来の利用目的を有する場所や、戸建て住宅地、森林等の自然地に設置されているため、その維持管理は、通常行っている安全・衛生・環境等の管理に加え、雨水の流出抑制機能、浸透機能の維持を適正に管理することを基本とする。

1 - 4 内容

維持管理は、点検と清掃・修繕等を行うものとする。

解説

維持管理は、点検作業と清掃・修繕作業等からなる（図 1.1 参照）。

点検作業には、機能を阻害するような状況を点検する機能点検と、利用者や通行者および通行車両等の安全を守るとともに周辺施設への影響を排除するために行う安全点検があり、施設形式によって点検項目が異なる。

定期点検は、梅雨時期や台風シーズンの前に年 1 回以上行うことを原則とする。その他、大雨が予想される前や利用者等からの通報等があった場合には、非常時点検を行う必要がある。

機能点検は、施設の機能を確認するものであり、降雨時の施設状況（湛水状況・浸透機能等）確認のほか、浸透施設では必要に応じて簡易試験を行うことが望ましい。



図 1.1 維持管理内容の概念図

第2章 点検

2 - 1 頻度・項目

施設の型式に対応した頻度、項目について点検を行うものとする。

解 説

防災調整池等の点検は施設管理者が行う。定期点検を毎年出水期前（4月～5月）に年1回以上行うことを原則とする。

出水期とは、集中豪雨や台風等、洪水が起きやすい時期（6月1日～10月31日）をいう。

施設の種類や規模等によって点検の内容が異なるため、各施設に対応した点検頻度、点検項目を設定し、点検を行うものとする。

点検にあたっては、排水系統から判断される終点付近の施設、緑地や道路の排水が直接流入する施設、周辺地盤より低いところに設置され雨水が流入しやすい施設を重点箇所として考慮するものとする。

(1) 貯留施設

①地表面貯留（ダム式）

主として山地、丘陵地で谷部をダムによりせき止め、雨水を貯留する型式

- ・頻度：年1回以上
- ・項目：堤体の破損、堤体の排水不良、貯水池法面の崩壊、貯水池内の異常堆砂、ゴミ等
放流施設のゴミ、土砂、落葉等の堆積状況

②地表面貯留（掘込式・小堤式）

地表面を浅く掘り下げるか、周囲に盛土または壁を設置することにより貯留する型式

- ・頻度：年1回以上
- ・項目：小堤・オリフィスの破損、貯留面の陥没、放流施設の蓋のずれ等
流出抑制ます（放流部）のゴミ、土砂、落葉等の堆積状況

③地下貯留

地下貯留槽を設置することにより貯留する型式

- ・頻度：年1回以上
- ・項目：側溝、泥溜ます、貯留槽内、オリフィス等の土砂、ゴミ、落葉等の堆積状況
貯留槽の破損状況（クラック等）、排水先水路の閉塞

(2) 浸透施設

①浸透ます

透水性のます周辺を砕石等で充填し、雨水を地中へ浸透させる施設

- ・頻度：年1回以上
- ・項目：破損、陥没、蓋のずれ等、重点箇所におけるゴミ、土砂の堆積状況

②透水性舗装

雨水を直接、透水性の舗装体に浸透させ、路床の浸透能力により、雨水を地中へ浸透させる舗装

-
- ・頻度：年1回以上
 - ・項目：陥没、変形等の状況、目視による表面の目詰まりの状況

上記の定期点検のほかに、大雨が予想される前や地震の後に緊急点検（非常時点検）を行うものとする。点検の内容は定期点検と同様とし、破損、陥没等の被害状況を点検する。

また、必要に応じて機能点検を行うものとする。貯留施設の点検内容は、降雨時および降雨後の貯留状況などから判定するとともに、強制排水方式の場合にはポンプのオーバーホール等を行うものとする。浸透施設の点検内容は、必要に応じて代表施設で簡易浸透試験を行うものとする。

2 - 2 記 録

点検の結果を施設台帳や点検記録に記載し、その後の維持管理に役立てるものとする。

解 説

施設管理者は、各施設に対応した点検頻度、点検項目について、実施した点検の結果を記録として残すものとする。

施設の機能を適切に維持するにあたり、管理業務を継続することが重要である。点検の記録を記載した点検記録等を作成し、保管することが望ましい。

第3章 清掃・修繕

3-1 項目

施設の機能を適切に発揮させるため、清掃・修繕等を適正に行うものとする。

解説

施設の点検後や、大雨が予想される前または利用者からの通報等があった場合には、必要に応じて清掃・修繕等を行うものとする。

施設の種類や規模等によって清掃・修繕等の内容が異なるため、各施設に対応した清掃・修繕等を行うものとする。

(1) 貯留施設

① 地表貯留（ダム式）

- ・清掃：放流施設（オリフィス部）の堆積物搬出等
- ・修繕等：オリフィス、堤体の破損、陥没、貯水池法面の崩壊、劣化箇所の補修・修繕

② 地表貯留（掘込式・小堤式）

- ・清掃：放流施設（オリフィス部）の堆積物搬出等
- ・修繕等：オリフィス、堤体の破損、陥没、貯水池法面の崩壊、劣化箇所の補修・修繕

③ 地下貯留

- ・清掃：貯留槽内、流入、放流口の堆積物搬出等
- ・修繕等：ポンプ設備の整備、貯留槽内破損箇所の補修・修繕

(2) 浸透施設

① 浸透ます

- ・清掃：清掃、樹根の除去、土砂搬出等の通常の清掃
- ・修繕等：破損、陥没箇所および劣化損耗箇所の補修・修繕

② 透水性舗装

- ・清掃：舗装面のブラッシングによる清掃
- ・修繕等：舗装の破損、陥没および劣化箇所の補修・修繕

3-2 記録

清掃・修繕の結果を施設台帳や維持管理記録に記載し、その後の維持管理に役立てるものとする。

解説

各施設に対応して実施した清掃・修繕の結果を記録として残すものとする。

施設の機能を適切に維持するにあたり、管理業務を継続することが重要である。清掃・修繕の記録を記載した維持管理記録等を作成し、保管することが望ましい。

第4章 管理体制

4 - 1 管理の実施

管理体制は、防災調整池等を長期にわたって適正に維持するために重要である。施設設置者は、施設管理者と協力して維持管理を行うものとする。

解 説

一定の管理水準を保つためには、適切な維持管理体制を確立することが重要であるため、設置後の管理者を明確にしなければならない。大規模な宅地開発等（1ha 以上）に伴い設置される防災調整池等の維持管理は原則として、当該調整池の存在する市町村が行うこととする。また、調整池を設置するものが維持管理を行う場合もある。

市町村により管理される場合と事業者により管理される場合について維持管理体制の基本的な考え方を以下に示す。

(1) 市町村が管理する場合

施設管理者（市町村）は、施設設置者、土地管理者等と管理協定を締結するなどして、適正な管理を行うことを基本とする。両者で費用の分担や責任の所在および維持管理方法を明確にする必要がある。また、多目的利用施設の利用者等が異常を発見した場合、施設管理者に連絡できるよう説明板等を設置し、施設の管理に関する理解と協力を要請することが望ましい。

(2) 事業者が管理する場合

事業者が住民、企業等に土地・建物等の分譲を行う場合、事業者が管理規定を作成し、これを町内会、管理組合等に託す等によって、実効性の担保を図ることが望ましい。

4 - 2 管理協定

施設の維持管理については、施設設置者が土地管理者と協議し管理協定を締結し、住民・利用者に対し施設の目的・機能について説明するとともに、施設の目的・機能の周知を図り、破損等が生じた場合の連絡先を明らかにしておくものとする。

解 説

維持管理を徹底するために、管理協定を締結するものとする。管理協定に盛り込むべき項目は、目的、適用範囲（管理主体と役割分担等）、管理方法、協議等である。

4 - 3 調整池の存続

完成後の調整池の全部または一部を潰廃し、またはその機能を変更しようとする場合は、大和川流域総合治水対策協議会にはかり、その意見を求めるものとする。

解 説

- (1) 調整池は、流域の治水安全度を確保するために河川改修に代わる代替的手段として設置されるものであるから、調整池の存続は河川計画の基本的方針、河川改修の進捗状況等により決定されるものである。また、調整池が地域防災的な役割を合わせもつ場合は、このことによっても存続の決定がなされるものである。
- (2) 調整池が総合治水対策の一環として設置されることから、今後新たに設置される調整池は、原則として、少なくとも総合治水対策の期間中は存続させることになる。その後の存続については、前記諸条件により決定されるものであり、その決定にあたっては、大和川流域総合治水対策協議会の意見を求めるものとする。

参考資料 1

防災調整池等施設等点検表

防災調整池等点検表

①	点検年月日		点検氏名	
	施設名			
点検結果				
②	周囲堤	異常なし	異常あり：	
③	放流施設（オリフィス等）	異常なし	異常あり：	
④	集水マス	外見	異常なし	異常あり：
		内部	異常なし	異常あり：
⑤	側溝	外見	異常なし	異常あり：
		内部	異常なし	異常あり：
⑥	その他			

<点検の結果、必要となる措置及び講じた措置など>

写真添付

參考資料 2

防災調整池等施設台帳

開発に伴う防災調整池施設		所在地 (奈良市)	
開発名(施設名)		所在地	
貯留量 (うち浸透施設による調整量)	1020 m ³ (0 m ³)	開発等面積 (調整池対象面積)	1.76 ha (1.76 ha)
一級河川名・放流先	前川 <input checked="" type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> 道路側溝 <input type="checkbox"/> 河川	浸透型施設	<input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無
施工年度	S 60 年 7 月 ~ S 62 年 12 月	池面積	350 m ²
開発者		構造型式	掘込式
管理者	同	雨水調節方式	<input type="checkbox"/> 強制放流 <input checked="" type="checkbox"/> 自然放流
管理に関する協定書	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	許容放流量設定	最大許容放流量 0.16 m ³ /s
池底地の権原		オリフェイス断面	下段(150×150) 上段(170×170)
都市計画区域	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域	多目的利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 () 最大水深(340)cm <input checked="" type="checkbox"/> 無
維持管理・施設保全 についての特記事項	注意看板の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 その他()	管理者常駐の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 堆砂容量 m ³ ()
その他			

位置図

1/25,000~1/10,000



施設写真



平成22年1月撮影

施設全景(通常時)



平成22年1月撮影

オフィス状況写真



平成22年1月撮影

参考資料 3

調整池の管理に関する協定書

調整池の管理に関する協定書（案）

奈良県を甲として_____を乙として、乙の_____に係る調整池（以下「調整池」という）の管理に関して次の各条により締結する。

（調整池の所在）

第1条 奈良県 市 町 番地内

（定 義）

第2条 調整池とは、堤体、貯水池、附属施設（水路、余水吐等を含む）及び管理に要する土地とする。

（管理及び範囲）

第3条 乙は善良な管理者として、調整池の維持管理に関する一切の業務（以下「管理業務」という）を行わなければならない。

2. 乙は前項に規定する管理業務のうち次に掲げる事項については特段の注意を払わなければならない。

（1）調整池における推砂量の調査、水の流入口及び流出口のスクリーン等の点検、並びに適時の清掃を行うこと。

（2）台風及び異常降雨等が予想されるときは、災害の発生の防止に努め、厳重な監視を行うと共に、異常洪水量が予想されるときは、すみやかに甲に報告すること。

（3）調整池に異常を発見したとき、あるいは事故又は災害の発生を予知した時は、すみやかに甲に報告すること。

（立入検査等）

第4条 甲は調整池に立入りし、必要と認める資料の提出を求めることができるものとし、乙はこれを拒んではならない。

（費用の負担）

第5条 管理業務に関する経費はすべて乙の負担とする。

2. 乙は管理業務を行なうにあたり、故意又は過失により調整池を破損した場合は、乙の負担により修復しなければならない。

（調整池の用途廃止）

第6条 完成後の調整池の全部または一部を潰廃し、またはその機能を変更しようとする場合は、大和川流域総合治水対策協議会にはかり、その意見を求めるものとする。

2. 乙は前項の規定により調整池を撤去するときは、すみやかに撤去を行うとともに、撤去を完了した時は、その旨を甲に通知しなければならない。

3. 乙の都合により第三者に転売するときは管理業務を引継ぐものとし、甲に協議しなければならない。

(管理協定の期間)

第7条 この協定の期間は、この協定の締結の日から前条第2項に規定する撤去完了の通知を受けたときまでとする。

(損害の賠償)

第8条 調整池の設置及び管理業務の瑕疵により第三者に損害が生じたときは、すべて乙の責において賠償するものとする。

(協 議)

第9条 この協定の定めのない事項又はこの協定によりがたい場合は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この締結を証して本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 奈良市登大路町
奈良県知事

乙

調整池の管理に関する協定書（案）

奈良県を甲、〇〇市を乙、_____を丙として丙の_____に係る調整池（以下「調整池」という）の管理に関して次の各条により締結する。

（調整池の所在）

第１条 奈良県 市 町 番地内

（定 義）

第２条 調整池とは、堤体、貯水池、附属施設（水路、余水吐等を含む）及び管理に要する土地とする。

（管理及び範囲）

第３条 乙は調整池の維持管理に関する一切の業務（以下「管理業務」という）を行うものとする。

２．乙は前項に規定する管理業務のうち次に掲げる事項について特段の注意を払うものとする。

- （１）調整池における推砂量の調査、水の流入口及び流出口のスクリーン等の点検、並びに適時の清掃を行うこと。
- （２）台風及び異常降雨等が予想される時は、災害の発生の防止に努め、厳重な監視を行うと共に、異常洪水量が予想される時は、すみやかに甲に報告すること。
- （３）調整池に異常を発見したとき、あるいは事故又は災害の発生を予知した時は、すみやかに甲に報告すること。

（立入検査等）

第４条 甲は調整池に立入りし、必要と認める資料の提出を求めることができるものとし、乙はこれを拒んではならない。

（費用の負担）

第５条 管理業務に関する経費はすべて乙の負担とする。

２．乙は管理業務を行うにあたり、故意又は過失により調整池を破損した場合は、乙の負担により修復しなければならない。

（調整池の用途廃止）

第６条 完成後の調整池の全部または一部を潰廃し、またはその機能を変更しようとする場合は、大和川流域総合治水対策協議会にはかり、その意見を求めるものとする。

２．丙は前項の規定により調整池を撤去するときは、すみやかに撤去を行うとともに、撤去を完了した時は、その旨を甲・乙に通知しなければならない。

3. 丙の都合により第三者に転売するときは調整池を引継ぐものとし、甲・乙に協議しなければならない。

(管理協定の期間)

第7条 この協定の期間は、この協定の締結の日から前条第2項に規定する撤去完了の通知を受けたときまでとする。

(損害の賠償)

第8条 調整池の管理業務の瑕疵により4第三者に損害が生じたときは、すべて乙の責において賠償するものとする。

(協 議)

第9条 この協定の定めのない事項又はこの協定によりがたい場合は、甲・乙・丙協議のうえ決定するものとする。

この締結を証して本書3通を作成し、各自記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 奈良市登大路町
奈良県知事

乙 ○○市
○○市長 △△ △△